

情報提供先学校名 _____
学校医等 _____ 殿

(公益財団法人日本学校保健会の様式より抜粋)

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

	病型・治療	学校生活上の留意点	
アレルギー疾患 （アレルギー疾患あり）	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要	★保護者 電話 ★連絡医療機関 医療機関名 【緊急時連絡先】 電話
	B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 ()	B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	
	C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要	C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要	
	D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	
	E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。	E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。	
	鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	
	F その他の配慮・管理事項(自由記述)	F その他の配慮・管理事項(自由記述)	
	D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()	D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()	
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 》 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 4. ソバ 《 》 ()に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 《 》 () 9. 魚類 《 》 () 10. 肉類 《 》 () 11. その他1 《 》 () 12. その他2 《 》 ()	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 》 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 4. ソバ 《 》 ()に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 《 》 () 9. 魚類 《 》 () 10. 肉類 《 》 () 11. その他1 《 》 () 12. その他2 《 》 ()	
	食(アレルギー疾患あり)		

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

主治医各位

和泉市教育委員会事務局
和泉市立 学校長

和泉市学校給食における食物アレルギー対応の概要について

○給食対応について

(1) 安全性を最優先とするため、学校給食は完全除去対応(アレルギー症状を引き起こす原因となる食物は提供するか、しないかの二者択一)を原則とします。

(2) 自己除去対応や多段階対応は実施しません。

《自己除去対応》

アレルゲン物質によって喫食できない食材を、通常食から自分で取り除いて食べること
例: 緑豆もやしのみ自分で取り除いて食べる など

《多段階対応》

個人の食べられる範囲に応じて対応すること

例: 飲用牛乳半分のみ喫食可、うずら卵は2個まで など

(3) 学校給食で使用しない食材(特定原材料等29品目)

えび・カシューナッツ・かに・くるみ・そば・落花生(ピーナッツ)・アーモンド・
あわび・いくら・キウイフルーツ・パナナ・ピスタチオ・マカダミアナッツ・やまいも

(4) 和泉市の給食で使用するパンには、乳製品であるスキムミルクを使用しているため、
「乳アレルギー」がある方は食べることができません。

(5) 学校給食で対応不可(家庭から弁当持参)

- ・コンタミネーション(微量混入)など、ごく微量でもアナフィラキシーショック等重篤な症状を引き起こす可能性がある場合
- ・E欄(調味料・だし・添加物に多く含まれるもの)について対応が必要な場合

＜具体例＞

学校生活管理指導表への食材の記載例		学校給食での具体的な対応
卵		すべて提供しない ※卵類(鶏卵・うずら卵)・乳製品 に関しては、除去食を提供
乳・乳製品		
魚		
野菜		
果物		
大豆		
大豆製品	【例】豆乳、豆腐、厚揚げ、うすあげ など	記載された製品のみ提供しない
魚の種類	【例】さば、さわら、さけ、ホキ、さんま、 いわし、あじ、ししゃも、赤魚、 たこ、いか、メルルーサ、糸より など	記載された食材のみ提供しない
野菜の種類	【例】トマト、たけのこ、緑豆もやし、 枝豆 など	
果物の種類	【例】りんご、みかん など	

※花粉—食物アレルギー症候群(PFAS)や口腔アレルギー症候群(OAS)などの場合は、
野菜・魚・果物の種別や大豆製品の種類など食材を細かく指定してください。

○学校生活管理指導表の作成にかかる費用について

令和4年度診療報酬改定により、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等の学校医に対して、
当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報(学校生活管理指導表等)を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となります。

	主治医と学校医		かつ	アナフィラキシーの 既往歴	もしくは	病型・治療欄中『C 原因食物・除去根拠』の除去根拠				
	同一	同一でない		あり		①のみ	②(+α)	③のみ	①+③(+α)	④のみ
保険適用	×	○		○		×	○	×	○	×